

吉川小学校跡地の公共施設等運営事業
民間事業者選定結果
(産地産直レストラン)

令和3年11月24日

福岡県宮若市（農政課）

1. 事業概要

(1) 事業名

吉川小学校跡地の公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者

宮若市長 有 吉 哲 信

(3) 事業場所

宮若市脇田 3 6 2 番地 1

(4) 事業内容

P F I 手法による産地産直レストランの運営業務、施設維持管理及び保守業務

(5) 事業期間

公共施設等運営権実施契約の締結の日から令和 3 3 年 3 月 3 1 日

2. 経緯

旧吉川小学校は、市内の学校再編により廃校となって以降、「宮若市学校施設等跡地利活用方針」に基づき、跡地利活用の検討を進め、文部科学省所管事業で全国の廃校情報をホームページで紹介する「みんなの廃校プロジェクト」に情報を掲載するなど、広く跡地利活用事業者を募る取組を進めてきた。

その結果、昨年 2 月に「株式会社トライアルホールディングス」より旧吉川小学校の跡地利活用を行いたい旨、正式に申し出がなされ、協議を重ねた結果、他の学校跡地を含めた複数の市有地の整備等を本市と共同で実施することで合意に達し、昨年 9 月に「リモートワークタウンムスブ宮若」プロジェクトとして同社と連携協定を締結した。また、同社から P F I 法第 6 条に基づく実施方針策定の提案がなされ、その提案内容について、評価を行ったところ、提案内容が十分合理的かつ、本市の地域活性化に大きく寄与するものと判断したことから、令和 3 年 9 月、吉川小学校跡地施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を一部改正し、宮若市農業観光振興センターに関する事項を規定した。

3. 事業者選定方法

本事業の運営権を設定する民間事業者の選定に当たっては、本市と連携

協定を締結した「株式会社トライアルホールディングス」のグループ企業である「株式会社明治屋」に対して、本事業の事業計画及び収支計画等の提出を求め、評価を行い、随意契約による契約締結を行う。

4. 審査項目ごとの検証

評価結果を以下のように報告する。

(1) 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

①宮若市総合計画及び宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合した内容となっているか

・第2次宮若市総合計画

⇒「第3章 産業」

農業などと連携した観光の推進

・第2期宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略

⇒「基本目標 I 産業振興による雇用の創出」

立地企業との地産地消プロジェクトの推進

②課題解決やサービス向上(付加機能による効果を含む)に繋がるものであるか

事業実施に当たっては、民間事業者が市と協働して描いた構想に基づく産地産直レストランの運営実施により、地産地消に大きく寄与するとともに、一般販売できない農産物のレストランでの利用による食品ロス削減にも繋がる。また、産地産直レストランを農産物・特産品の新たな販路として活用すること等は、本市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性と一致するとともに、国が掲げる地方創生の趣旨に合致するものと考えられる。これを官民連携事業として実施することで、本市の発展はもとより大きなPR効果が見込まれる。

(2) 提案の実現可能性

①法制度上実現可能な事業となっているか

特段の法規制等の障壁は認められない

②事業者が確保すべき事業の収益性・安全性・継続性が確保された事業内容となっているか

本市の農業者等が新たな販路の獲得ができることで、安定的な農産物等の出荷が確保できるとともに、民間企業のノウハウを活かした更なる販路拡大や継続的な出荷に繋がることが見込まれる。加えて、提案社グループが全国展開していること等その事業規模から、収益性・安全性・継続性の全ての点において一定の水準を満たしているものと考えられる。

(3) 事業の将来性

①地域活性化に繋がる提案がなされているか

本提案事業を実施した場合の本市への波及効果として、以下のように幅広い分野への影響が期待される。

- ・ 情報産業の育成による先端技術の活用を核とした新産業や新事業の展開
- ・ 新たな特産品の開発
- ・ 雇用の創出による稼ぐ力の向上
- ・ 一般販売できない農産物等を買収することによる、出荷者の収益増
- ・ 来訪者の増加による観光振興
- ・ 安定した経営による離農の抑制及び新規就農者の確保

5. 総合評価

前述の審査を実施し、全ての項目において効果が認められる結果となった。

提案内容を総括すると、情報産業の育成による先端技術の活用を核としながら、地産地消の促進と新たな特産品の開発を促進することで、本市内外へ魅力を発信していく施設となり得るものである。加えて、一般販売できない農産物等を加工して利用することが可能となるため、農業者等の収益増や販路の拡大等、安定した農業経営に寄与することが期待され、新規就農者の増加やアフターコロナを見据えた移住・定住の推進など、人口減少・少子高齢化に歯止めをかける取組となり得る事業である。このように、将来的に本市の農業振興のみならず幅広い波及効果が期待できる提案であるため、ビジネスとして事業運営を円滑に行い、実施方針を遵守することを付した上で、運営権の付与を可とする。